

ふれあいタウンちよだ

入居の手引

— 分譲契約から入居までのことから —



西邑楽土地開発公社

は じ め に

この手引は、「ふれあいタウンちよだ」の分譲契約に先立って、分譲契約をされる皆様に、建築物の基準や分譲契約の内容をあらかじめご承知いただくためのものです。

住宅を建築する際に参考となる事項、さらに遵守すべき事項を掲載していますので、設計・施工に着手する前に、必ずこの手引を建築業者に見せて、内容を十分認識してもらってください。

目 次

I	建築物の基準	ページ
(1)	地区計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	建築物の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	分譲契約に関する事項	
(1)	分譲契約の内容について・・・・・・・・	2
(2)	建築主について・・・・・・・・	2
(3)	分譲契約時に必要な書類について・・・・・・・・	2
(4)	土地の引渡し及び所有権移転登記について・・・・・・・・	3
(5)	宅地の管理について・・・・・・・・	3
(6)	公社への通知等について・・・・・・・・	3
III	建築上の留意事項	
(1)	建物への入居について・・・・・・・・	4
(2)	ゴミ置場について・・・・・・・・	4
(3)	駐車場について・・・・・・・・	4
(4)	盛土・切土について・・・・・・・・	4
(5)	建築工事の施工について・・・・・・・・	4

IV 公共設備関係

(1) 上水道の加入について	5
(2) 下水道の加入について	5
(3) 雨水排水について	6
(4) 電気の申込みについて	6
(5) 電話の加入について	6
(6) ガスの加入について	6
(7) 団地内道路について	7

V 税金関係

(1) 登録免許税	7
(2) 不動産取得税	7
(3) 固定資産税	8
(4) 都市計画税	8
(5) 所得税の住宅取得特別控除	8

(別紙)

- ・ 宅地分譲契約書
- ・ 群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者名簿（千代田町内事業者抜粋）
- ・ 千代田町排水設備指定工事事業者名簿
- ・ (図A) 上水道・下水道・ガス管・雨水排水施設構造図、各種取出管標準配置図
- ・ (図B) 境界凡例
- ・ (様式1) 住宅建設着手通知書
- ・ (様式2) 住宅建設完成通知書
- ・ (様式3) 小規模雑排水の町道側溝放流同意下付願

I 建築物の基準

この団地は、都市計画法に基づく用途地域「第1種低層住居専用地域」、「近隣商業地域」（萱野エリア「A・H・J・K街区」）が指定され、さらに千代田町で「東部地区地区計画」を定めています。地区計画の規定により、住宅を建築したり、へい等を設置したりするときは、町への届出が必要となりますので、十分ご注意ください。

※ 地区計画の詳細については、別冊「地区計画の届出手引」を参照してください。

（1）地区計画の概要

●地区計画の目的

「東部地区地区計画」は、良好なゆとりある居住環境の土地利用を図ることを目的として、平成11年に都市計画決定しました。

●建築物等の整備の方針

建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、意匠の制限、「かき」または「さく」の構造等の制限を定めています。

住宅を建築する場合は、必ず工事着工の30日前までに町に届出をしてください。

（2）建築物の基準

●用途地域「第1種低層住居専用地域」の規定によるもの

ア. 建ぺい率は、50%以下とする。

イ. 容積率は、100%以下とする。

ウ. 建物の地盤面からの高さは、10m以下とする。

エ. 道路斜線制限（適用距離 20m、勾配 1.25）及び北側斜線制限（立上がり 5m、勾配 1.25）が適用される。

●用途地域「近隣商業地域」（萱野エリア「A・H・J・K街区」）の規定によるもの

ア. 建ぺい率は、80%以下とする。

イ. 容積率は、200%以下とする。

ウ. 道路斜線制限（適用距離 20m、勾配 1.5）及び隣地斜線制限（立上がり 31m、勾配 2.5）を適用する。

●地区計画の規定によるもの

【A地区】のみの規定

ア. 建ぺい率は、50%以下とする（角地緩和なし）。

イ. 容積率は、100%以下とする。

ウ. 建築物等の屋根や外壁等の色彩は住宅地にふさわしいものとし、美観を損なうような色彩は避け、周囲と調和を図るよう努めるものとする。

【B地区】のみの規定

ア. 建ぺい率は、80%以下とする（角地緩和なし）。

イ. 容積率は、200%以下とする。

ウ. 建築物等の屋根や外壁等の色彩は美観を損なうものを避け、A地区と一体的な調和を図るよう努めるものとする。

【A地区】【B地区】共通の規定

ア. 敷地面積の最低限度は、200㎡とする。

イ. 敷地境界線からの建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1m以上とする。

ウ. 建築物の高さは、地盤面から10m以下とする。

エ. 道路境界線に面して設けるかき又はさく及び門は、次のいずれかとする。

- ① 生垣（高さ1.5m以下）
- ② 地盤面（道路面）からの高さが0.7m以下の基礎部分の上に透視可能な材料で造られたもので高さ1.5m以下のもの
- ③ ①と②を組み合わせたもの

II 分譲契約に関する事項

（1）分譲契約の内容について

契約内容は、P9の「宅地分譲契約書」のとおりです。契約書には「宅地分譲のご案内」でお知らせした、分譲の条件が記載されています（第5条、第6条、第7条、第9条、第10条）。

次の項目に該当した場合には、分譲契約に違反するため、契約に基づき公社が宅地を買い戻すこととなりますので、あらかじめご了承ください。

ア. 契約後3年の間に、建築面積50㎡以上の住宅を建築し、入居して生活の本拠としなかったとき（第5条、第6条）。

イ. 契約後5年の間に、事務所・店舗、その他これらに類する用途の施設を住宅と兼ねて、または別棟として設置したとき（第6条）。

ウ. 契約後5年の間に、宅地もしくは住宅を譲り渡し、または貸したとき。（第7条）

エ. 暴力団排除規定に違反したとき（第9条）

オ. 買受申込書に虚偽の記載があったとき。（第10条）

カ. 以上のほか、分譲契約に違反したとき。（第10条）

（2）建築主について

ア. 住宅は、原則として申込者本人が建築することとします。

イ. 土地の共有は、同居しようとする親族のうち1人に限り認められます。

ウ. 建物の登記（表示変更を含む）は、申込者において行うこととします。登記名義人は、原則として申込者本人に限ります（ただし、共有の場合を除く）。

（3）分譲契約時に必要な書類について

ア. 実印（共有の場合、共有者分も必要）

イ. 印鑑証明証（共有の場合、共有者分も必要）

- ウ. 登録免許税納付に係る領収証書（8ページ税金関係参照）
- エ. 収入印紙 5,000 円分（1 千万円超の土地の場合、10,000 円分）
- オ. 分譲代金納付の領収書（コピーを取らせていただいた後、お返しします）

（4）土地の引渡し及び所有権移転登記について

土地の引渡しは、土地代金の納入を確認の上、契約日に行います。
また、所有権移転登記は、土地の引渡し後、公社が行います。

（5）宅地の管理について

宅地は、公社から譲受人に引き渡された時点で、その譲受人の所有財産となります。従って、引渡し後の宅地管理は、譲受人の責任において行っていただきます。なお、管理に当たっては、次のことに十分注意してください。

ア. 各宅地の境界は、境界凡例図（図B）のようになっています。境界杭は、抜いてしまうと隣地との境界が不明になりますので、絶対に抜かないでください。万一このような状況が起こった場合は、その建築主（発注者）の責任で原形復旧していただきます。

イ. 境界さく等を設置する場合、事前に隣接者と協議してください。なお、隣接者の連絡先がわからない場合は、公社まで照会してください。

ウ. 宅地には雑草が大変繁茂します。雑草は放置すると思いのほか伸びて美観や衛生を損ねたり、冬場は火災の原因になったりするなど周囲に迷惑となりますので、草刈り等の手入れを定期的に行ってください。

エ. 宅地内の上水道管、下水管、ガス管等がもし破損されても、引渡し後は、県、町及び公社では補修いたしません。加害者が不明の場合は、ご自分で修理することになりますので、破損を防止するために、囲いを設けるなどして保護してください。

（6）公社への通知等について

分譲契約書第8条の規定による公社（提出先は下記の通り）への通知は、次により必ず行ってください（郵送可）。

ア. 住宅建設着手通知書（様式1）

イ. 住宅建設完成通知書（様式2）

添付書類：入居した親族全員の住民票1通※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
完成した住宅の全景写真1枚）

ウ. 住所変更通知書

住宅団地入居前に住所を変更した場合は、公社からの通知や連絡に支障が生じないように、ハガキなどでその旨を公社へ通知してください。

ご連絡先：西邑楽土地開発公社（千代田町役場都市整備課）

〒370-0598 邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1 ☎0276-86-7003

Ⅲ 建築上の留意事項

(1) 建物への入居について

契約締結の日から3年以内に入居するよう努めてください。また、転入等に伴う住所変更等の各種手続きは忘れずにしてください。（住民登録・印鑑登録・健康保険等）

(2) ゴミ置場について

構造物として設けませんが、可燃・不燃ゴミ置場は1街区2号の北東角及び、ふれあいタウンちよだ西公園南西角となります。

資源ゴミ置場は、「第17区コミュニティーセンター」敷地内となります。

(3) 駐車場について

所有の自動車は、必ず自己の敷地内に駐車または保管してください。路上駐車は団地内の皆様に迷惑になるばかりか、車の往来の上でも大変危険ですのでおやめください。なお、団地内道路には植樹がありますので、駐車場を配置する際には植樹の位置にご留意ください。

(4) 盛土・切土について

土砂の搬入による建築部分の盛土は行わないでください。また、出入り口、駐車場、庭園部分を除き、宅地の高さは変更しないでください（ただし、建築工事の際、発生した残土の敷き均しによる若干の高さの変更はこの限りではありません）。万一盛土・切土を行い、周辺住民から苦情が生じた場合は、建築主（発注者）の責任で苦情対応をしていただきます。

(5) 建築工事の施工について

建築工事を施工するに当たっては、次のことに十分注意してください。

ア、隣接宅地は、その所有者の大切な財産です。住宅の建築に際し、隣地及びその施設に損害を与えた場合は、建築主（発注者）の責任で原型復旧していただきます。

イ、隣地を無断で駐車場・材料置き場に使用したり、残材、梱包材、建築クズなどを飛散させたりして、土地の所有者及び近隣の住民に迷惑をかけないでください。万一隣地及びその施設に損害を与えた場合は、建築主（発注者）の責任で原型復旧していただきます。

ウ、未分譲地に無断で駐車したり、資材置き場として使用しないでください。

エ、公共物である道路や側溝などに損傷を与えたり、側溝に土砂・砂利・コンクリートなどが入ったりしないようにしてください。万一このような状況が起こった場合は、建築主（発注者）の責任で原型復旧していただきます。

オ、完成した建物が分譲契約に適合しない場合は、建築主（発注者）の責任で原型復旧した上で宅地を公社が買い戻すこととなりますので、設計・施工には十分注意してください。

IV 公共設備関係

(1) 上水道の加入について

ア. 上水道工事は、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者に施工を依頼してください（別紙名簿参照）。指定事業者は、企業団が定める条例及び規則に従った工事を行い、諸手続きも代行いたします。なお、指定事業者以外の業者では施工できません。

イ. 各宅地には、口径 25 mm の取出管が布設してあります（図 A①参照）。

ウ. 現行の加入金及び料金は、次のとおりです。

〔加入金及び使用料〕（税込み、水道料金は 1 ヶ月当たり）

口径別	加入金	基本料金	超過料金（1 m ³ 当たり）	
		～10m ³ まで	10m ³ 超	20m ³ 超
口径20mm	86,400円	1,620円	156.60円	167.40円

※その他、メーター・止水栓代や申請に伴う審査・検査手数料が必要となります。

お問い合わせ先：群馬東部水道企業団館林支所

〒374-0062 館林市広内町 3-10 ☎0276-80-3201

(2) 下水道の加入について

この下水道は、コミュニティプラント（団地内下水処理場）に接続されています。

ア. 下水道工事は、千代田町下水道排水設備指定工事事業者に施工を依頼してください（別紙名簿参照）。指定事業者は、町が定める条例及び規則に従った工事を行い、諸手続きも代行いたします。なお、指定工事事業以外の業者では施行できません。

イ. 宅地に設ける下水管には、生活污水（し尿を含む）のみ放流できます（図 A②参照）。

※生ゴミ（粉碎したものを含む）の放流はできません。

ウ. 下水道使用料は、水道使用料と一緒に請求いたします。なお、使用料の納入については、口座振替制度がありますので手続きをしてください。

エ. 現行の加入金及び料金は、次のとおりです。

〔加入金及び使用料〕（税込み、下水道料金は 1 ヶ月当たり）

加入金	基本料金	超過料金（1 m ³ あたり）				
	～10m ³ まで	11m ³ 超	21m ³ 超	41m ³ 超	71m ³ 超	101m ³ 超
免除	1,350 円	216 円	237.60 円	291.60 円	345.60 円	399.60 円

※その他、検査手数料が必要となります。

お問い合わせ先：千代田町役場環境保健課（保健センター内）

〒370-0503 千代田町大字赤岩 1705-1 ☎0276-86-5411

(3) 雨水排水について

宅地内の雨水排水は、下水管とは別の雨水専用排水管を設け、集水枡を設置し道路側溝に放流してください（図A④参照）。

なお、排水の町道側溝への放流にあたっては、町の同意が必要となりますので、事前に「小規模雑排水の町道側溝放流同意下付願」（様式3）を町に提出してください。

お問い合わせ先：千代田町役場都市整備課

〒370-0598 千代田町大字赤岩 1895-1 ☎0276-86-7003

(4) 電気の申込みについて

団地内に電気配線がしてあり、各宅地へ容易に電気を引くことができます。申込みは、各電気工事店へ直接連絡してください。工事店は、手続きも代行いたします。

なお、電柱及び支線のある宅地では、譲受人に対して土地使用料が支払われます。当公社から東京電力に手続き依頼を行います。

お引越に関するお問い合わせ先：東京電力㈱ 太田支社

〒373-0023 太田市東本町 56-39 ☎0120-99-5221（フリーダイヤル）

(5) 電話の加入について

団地内に電話配線がしてあり、各宅地へ容易に電話を引くことができます。申込みは、NTTへ直接連絡してください。

なお、電柱及び支線のある宅地では、譲受人に対して土地使用料が支払われます。当公社からNTTに手続き依頼を行います。

お問い合わせ先：（電話の開設について）NTT ☎116（局番なし）

（土地使用料について）NTT 東日本群馬 設備管理担当

〒370-0829 高崎市高松町 3 NTT 群馬支店本館ビル ☎027-310-8394

(6) ガスの加入について

団地内は、液化石油ガス（プロパン）の簡易ガス集団供給方式となっており、ガスは、団地内の供給基地から地下埋設管により各宅地に供給されます。

ア. 各宅地には、ガス供給管が布設してあります（図A③参照）。

イ. ガス供給事業は、ガス事業法に基づく許可を受けた太田ガス事業協同組合が行います。

ウ. 現行の料金等の詳細は、太田ガス事業協同組合に直接お問い合わせください。

[ご注意]

☆ ガス器具は、液化石油ガス（プロパン）用のものを使用してください。

（都市ガス用のものは、ガスの性質が異なるため使用できません。）

☆ ボンベによる使用は避けてください。

お問い合わせ先：太田ガス事業協同組合

〒373-0819 太田市新島町 963 ☎0276-45-0938（代表）

(7) 団地内道路について

- ア. 道路は幅員6m（車道3m）です。
- イ. 道路両脇の歩道に植樹があります。
- ウ. 団地内A街区北側、I街区北側に歩行者専用道路があります。車の乗入れはできません。
- エ. 団地内道路の各交差点には、通過交通抑制と一時停止を促すためのハンプ（凸面）を設けてあります。

V 税金関係

(1) 登録免許税（国税）

ア. 土 地

公社から各譲受人あてに所有権移転登記がなされるときは土地の評価額（町の固定資産台帳の登録価格）が課税評価となり、評価額の 15/1,000（平成29年3月31日まで）が課税されます。

イ. 建 物

家屋の所有権保存登記に係る金額は、家屋の評価額（町の固定資産台帳の登録価格または法務局の評価額）の 1.5/1,000（平成29年3月31日まで）が課税されます。

(2) 不動産取得税（都道府県税）

ア. 土 地

土地を取得した場合1回に限り課税されます。税額は評価額（平成30年3月31日までに宅地を取得した場合、土地の評価額は 1/2）の3%の額です。

取得した土地の上に3年以内（平成30年3月31日までに土地を取得した場合）に住宅を取得し、その住宅の床面積が 50㎡以上 240㎡以下である場合は、次の(A)(B)のいずれか多い額が減額されます。なお、減額制度の適用を受けるためには、管轄行政事務所へ申請が必要です。

(A) 45,000 円

(B) $〔土地の評価額^{*注1}〕 \div 〔土地の面積〕 \times 〔住宅の述べ床面積^{*注2} \times 2〕 \times 3\%$

*注1 平成30年3月31日までに宅地等を取得した場合は、1/2

*注2 最大 200㎡まで

イ. 建 物（住宅）

建物（住宅）の場合も土地と同様、評価額の3%の額が課税されますが、50㎡以上 240㎡以下の住宅である場合は、評価額から 1,200 万円の特別控除（平成30年3月31日までの間に取得された「認定長期優良住宅」の場合、控除額は 1,300 万円）が受けられ、税額は次のとおりです。

$（評価額 - 1,200 万円） \times 3\%$

お問い合わせ先：東部県民局 館林行政県税事務所 県税課
〒374-0298 館林市仲町 11-10 ☎0276-72-4461（代表）

(3) 固定資産税（市町村税）

ア. 土 地

取得した翌年度から固定資産税（課税標準額の 1.4%）が課税されます。

イ. 建 物

取得した翌年度から固定資産税が課税されます。税率は、土地と同じですが、新築の場合でその建物の面積によって税額が軽減される場合もあります。

お問い合わせ先：千代田町役場 財務課

〒370-0598 千代田町大字赤岩 1895-1 ☎0276-86-7002

(4) 都市計画税（市町村税）

土地と建物に対して課税標準額の 0.2%が課税されます。

お問い合わせ先：千代田町役場 財務課

〒370-0598 千代田町大字赤岩 1895-1 ☎0276-86-7002

(5) 所得税の住宅借入金等特別控除（国税）

自分で住むための住宅を新築するために住宅金融支援機構や民間の金融機関等から返済が 10 年以上にわたる融資を受けたときは、その住宅に居住した年から 10 年間（平成 29 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合）、居住年に応じた控除期間と控除率の組み合わせにより算出した所得税控除が受けられます。

ただし、控除を受ける年の年間合計所得が 3,000 万円以下の人、床面積 50 ㎡以上で、住宅取得後 6 ヶ月以内に入居することなど条件があります。

※ この控除を受けるには、管轄の税務署へ確定申告書を提出することが必要です。

お問い合わせ先：館林税務署

〒374-8686 館林市仲町 11-12 ☎0276-72-4373（代表）

平成 26 年から平成 29 年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率は次のとおりです。

【一般住宅用】

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額
平成 29 年まで	10 年間	4,000 万円	1.0%	400 万円

※「認定長期優良住宅」等を取得し居住された場合にも所得税控除の適用があります。

詳細については所轄の税務署にお問い合わせください。

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者名簿

(千代田町内事業者抜粋)

平成 28 年 4 月 1 日現在

指定 番号	指定工事事業者	代表者名	住 所	電話番号
39	(有)峯岸商店	峯岸 洋人	千代田町赤岩150-2	0276-86-2876
43	新和設備(株)	石川 健三郎	千代田町赤岩275-1	0276-86-4188
55	(株)千代田設備	根岸 稔	千代田町萱野1060	0276-86-3092
59	船越設備工業(有)	船越 徳雄	千代田町萱野1087	0276-86-2471
128	(有)小川工業所	小川 和一	千代田町萱野1158-3	0276-86-4582
135	(有)田島設備	田島 喜久男	千代田町赤岩916	0276-86-2506
213	(有)福田総合設備	畑中 博猛	千代田町赤岩1074-7	0276-86-3033
234	(有)ホームテックス	久保田 孝	千代田町赤岩935	0276-86-2744
405	(有)川辺設備	川辺 宣雄	千代田町上中森518	0276-49-5535
488	(有)岸工業所	遠藤 芳一	千代田町下中森165-1	0276-86-2650
489	榎屋設備	増田 竹夫	千代田町赤岩1043	0276-86-5079
507	友和設備工業(有)	高尾 舒昭	千代田町舞木975-2	0276-86-2298
508	永楽農工社	有賀 悦司	千代田町赤岩216-4	0276-86-2006
509	有賀農機店	有賀 茂明	千代田町舞木31-1	0276-86-3712

※詳細は群馬東部水道企業団ホームページをご覧ください。

<http://www.gtsk.or.jp/>

千代田町排水設備指定工事事業者名簿

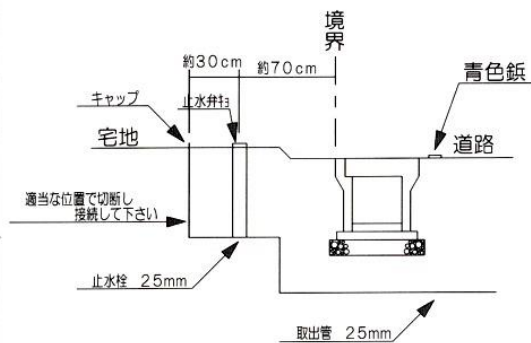
平成 28 年 4 月 1 日 現在

番号	指定工事事業者	代表者氏名	住所	電話番号
1	桟屋設備	増田 竹夫	千代田町大字赤岩 1043	0276-86-5079
2	(有) 峯岸商店	峯岸 洋人	千代田町大字赤岩 150-2	0276-86-2876
3	(有) やまや商店	山屋 睦美	千代田町大字舞木 1483	0276-86-2878
4	新和設備(株)	石川 健三郎	千代田町大字赤岩 275-1	0276-86-4188
5	(株) 秩父建設	秩父 毅彦	大泉町東小泉 1丁目 11番 10号	0276-63-5161
6	(有) 田島設備	田島 喜久男	千代田町大字赤岩 916	0276-86-2506
7	江原工業	江原 正巳	千代田町大字上中森 641	0276-86-3403
8	(有) 阿部水道工業所	阿部 勝太郎	邑楽町大字赤堀 3799	0276-88-4058
9	船越設備工業(有)	船越 徳雄	千代田町大字萱野 1087	0276-86-2471
10	永楽農工社	有賀 悦司	千代田町大字赤岩 216-4	0276-86-2006
11	友和設備工業(有)	高尾 舒昭	千代田町大字舞木 975-2	0276-86-2298
12	(有) 福田総合設備	畑中 博猛	千代田町大字赤岩 1074-7	0276-86-3033
13	(有) 小川工業所	小川 和一	千代田町大字萱野 1158-3	0276-86-4582
14	(有) 小倉水道工業所	小倉 文彦	邑楽町大字赤堀 4047	0276-88-3330
15	有賀農機店	有賀 茂明	千代田町大字舞木 31-1	0276-86-3712
16	(有) 橋本設備工事	橋本 昭雄	邑楽町大字赤堀 3706	0276-88-4060
18	リフォーム匠	東宮 清勝	太田市飯塚町 914番地 2	0276-48-1308
19	(有) 岸工業所	遠藤 芳一	千代田町大字下中森 165-1	0276-86-6063
20	(有) 砂川設備工業所	砂川 登一	邑楽町大字石打 84	0276-88-5284
21	(有) 川辺設備	川辺 宣雄	千代田町大字上中森 1228	0276-86-3724
22	(株) 千代田設備	根岸 稔	千代田町大字萱野 1060	0276-86-3092
23	吉澤工業(株)	吉澤 恒雄	館林市本町 1丁目 7番 19号	0276-72-1045
24	島田設備工業(有)	島田 高志	明和町南大島 1454番地の 1	0276-84-3282
25	(有) 中田水道	中田 芳弘	館林市台宿町 7番 3 2号	0276-73-7365
26	(有) 坂本工業	坂本 富美子	邑楽町大字中野 4938番地	0276-88-0257
27	(株) 神寛	神谷 信博	館林市松原二丁目 6番 26号	0276-74-2722
28	(有) 吉田設備工業	吉田 良夫	館林市赤生田町 2278番地の 4	0276-73-3864
29	(株) 尾島町清掃社	栗原 征五	太田市世良田 1144番地 2	0276-52-0106
30	(有) 石山住宅設備	石山 朝子	館林市尾曳町 5-7	0276-72-0661
33	(有) 篠原設備	篠原 敏充	大泉町中央三丁目 6番 21号	0276-63-7000
34	(有) 久保田建設	久保田 光由	千代田町大字瀬戸井乙 199	0276-86-3291
35	鈴木管工(有)	柴田 和修	館林市大谷町 923-1	0276-72-0325
36	(有) 小林水道設備	小林 義博	館林市日向町乙 838番地	0276-73-3210
37	(株) 山賢	鈴木 賢一	館林市千代田町 4番 16号	0276-75-1615
38	(有) 吉澤設備工業所	吉澤 謙二	大泉町富士一丁目 7番 3号	0276-62-2286
39	スワ産業(株)	諏訪 輝男	大泉町朝日四丁目 10番 20号	0276-63-7203
40	(有) 田島土建	田島 正美	千代田町大字赤岩 926番地	0276-86-2235
41	(有) 司建設	小松原 雅司	明和町中谷 100番地	0276-84-3965
42	(有) 石原設備	石原 正好	太田市丸山町 38番地	0276-37-1829
43	(有) 八山工業所	八山 幸一	太田市内ヶ島町 721-1	0276-45-4705
45	渡辺冷熱設備	渡辺 次夫	邑楽町大字篠塚 1735-64	0276-88-6036
46	山下設備	山下 吉人	太田市末広町 518-11	0276-38-4567
47	(有) いづや設備工業	島山 肇	太田市亀岡町 411番地 1	0276-52-4881
48	糸田設備機器(株)	吉原 憲雄	大泉町西小泉一丁目 1番 4号	0276-63-6825
50	(有) 丹羽建設	丹羽 康夫	桐生市相生町 2丁目 142番地	0277-52-5658

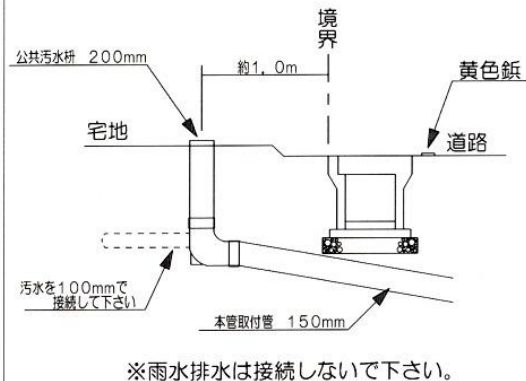
51	(有)浜野管工設備	浜野 浩志	館林市北成島町2538-133	0276-74-3231
52	(有)山口設備	山口 裕之	邑楽町大字石打1482-1	0276-70-9070
53	(株)石川工業	石川 悦雄	行田市小見876-3	048-554-0638
54	(株)ホームテックス	久保田 孝	千代田町大字赤岩935	0276-86-2744
56	(有)近藤設備工業	近藤 公雄	邑楽町大字篠塚1661-1	0276-88-3844
57	(株)後藤設備	後藤 強	伊勢崎市平和町6番10号	0270-50-7581
58	(株)ダイキョー	吉澤 和男	前橋市上泉町667番地3	027-260-6555
60	(有)鈴木設備	鈴木 崇之	邑楽郡板倉町板倉1414	0276-82-1025
61	館野燃料(株)	館野 忠義	邑楽郡大泉町城之内2-12-18	0276-62-3939
62	(株)江原工業	江原 明	太田市安良岡町150	0276-25-0566
63	(有)棚澤住設群馬支店	棚澤 卓也	群馬県館林市朝日町4-16	0276-74-7160
64	(有)イソヤマ設備	磯山 隆男	太田市藪塚町1659-3	0277-78-3431
65	新生工業	瀧野 瀬明	邑楽郡明和町大佐貫174-2	0276-60-4891
66	信和建設	根岸 傳十郎	伊勢崎市柴町547番地4	0270-20-3152
67	伊藤設工(有)	伊藤 光男	館林市大手町9-34	0276-72-1010
68	荒井農機	荒井 勇	館林市大島町5425	0276-77-1708
69	(有)佐山設備	佐山 弘昭	板倉町大字飯野464	0276-82-2152
70	伊皆設備	伊皆 和夫	大泉町城之内三丁目24番12号	0276-63-8349
71	蓮沼工業(株)	蓮沼 幹愛	太田市下田島町578	0276-31-0002
72	栗原設備工業(株)	栗原 健	大泉町仙石三丁目17番22号	0276-63-1147
73	飯塚設備工業(株)	飯塚 雅彦	館林市栄町1-2	0276-72-8405
74	(有)大家設備	大家 進	前橋市国領町2丁目6番7号	027-234-3888
75	(株)セイワ	石原 秀人	板倉町大字岩田792番地	0276-57-8394

登録番号 17 番・31 番・32 番・44 番・49 番・55 番・59 番については、営業廃止届が提出されたため欠番となっています。

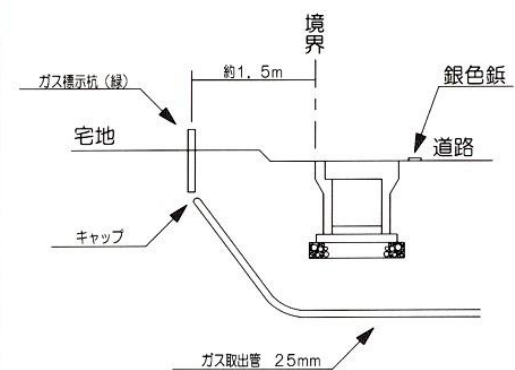
① 上水道



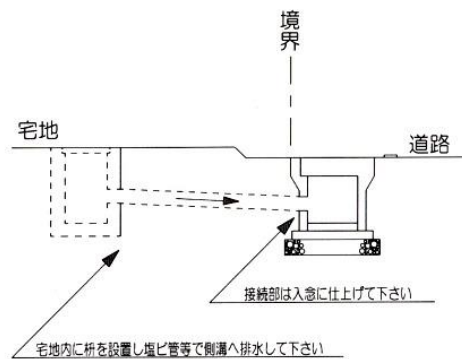
② 下水道



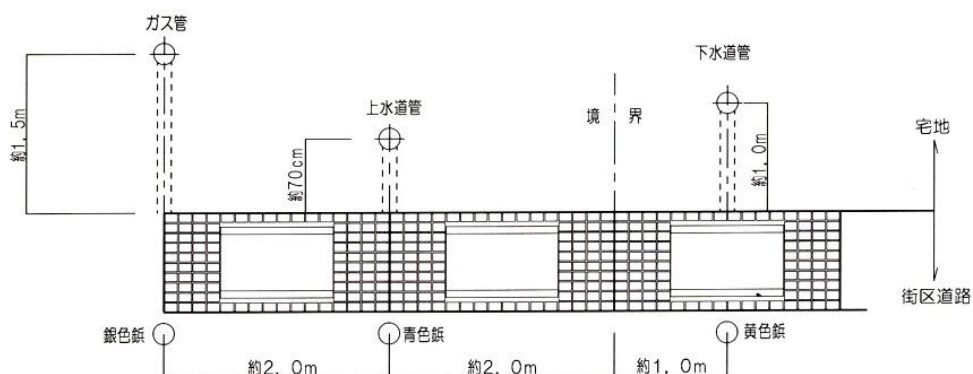
③ ガス管



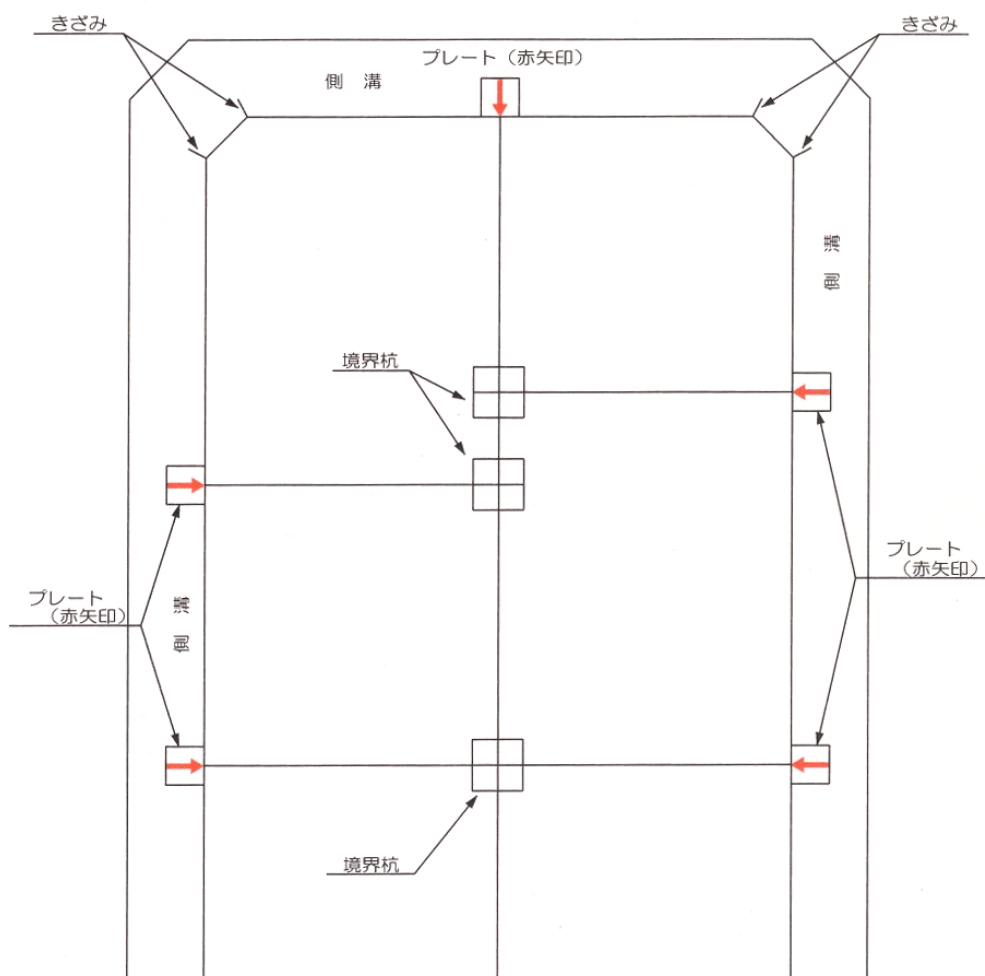
④ 雨水排水



各取出管標準配置



境界凡例



(様式1)

住宅建設着手通知書

平成 年 月 日

西邑楽土地開発公社理事長 様

住所_____

氏名_____印

☎ — —

住宅建設に着手したので、ふれあいタウンちよだ宅地分譲契約書第8条により通知します。

所 在 地	邑楽郡千代田町大字萱野 番 ふれあいタウンちよだ 街区 号
住 宅 建 設 着 手 年 月 日	平成 年 月 日
住 宅 建 設 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
建 築 面 積 (延 ペ 床 面 積)	m ²
住 宅 建 設 業 者 名	

(様式2)

住宅建設完成通知書

平成 年 月 日

西邑楽土地開発公社理事長 様

住所_____

氏名_____印

☎ _____

住宅が完成し入居したので、ふれあいタウンちよだ宅地分譲契約書第8条により通知します。

所 在 地	邑楽郡千代田町大字萱野 番 ふれあいタウンちよだ 街区 号
住 宅 完 成 年 月 日	平成 年 月 日
入 居 年 月 日	平成 年 月 日
添 付 書 類	(1) 入居した親族全員の住民票 1 通 (2) 完成した住宅の全景写真 1 通

(様式3)

小規模雑排水の町道側溝放流同意下付願

平成 年 月 日

千代田町長 高橋 純一 様

申請人 住所 _____
氏名 _____ 印

下記のとおり排水したいので、許可されたく申請します。なお、許可後放流するにあたっては、公害防止、環境保全に努めるとともに、清掃等についても率先して行い、万一放流先に被害が生じた場合は、責任をもって善処いたします。

記

1. 路 線 名 _____
2. 所 在 地 _____
3. 目 的 _____
4. 添付書類 位置図・建物及び排水施設配置図・構造図